

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 21 年 10 月 1 日作成)

法 令 名	土地改良法
根 拠 条 項	第 135 条第 1 項
処 分 の 概 要	土地改良区の解散命令
法 令 の 定 め	○第 135 条第 1 項 左に掲げる場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区の解散を命ずることができる。 一 土地改良区が、第 15 条に規定する事業以外の事業を行ったとき。 二 土地改良区が、正当な理由がないのに、設立の認可の公告があった日から 1 年を経過してもなお総会を収集せず、又は省令で定める期間以上その事業を停止したとき。 三 土地改良区が、法令に違反した場合において、行政庁が第 134 条第 1 項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。 (関連条項) ・土地改良法施行規則第 92 条の 2
処 分 基 準	判断基準が法第 135 条第 1 項及び則第 92 条の 2 において具体化されているため、処分基準は設定しない。
処 分 担 当 課	農政部農村振興局農業施設管理課改良区指導 G (電話番号：011-204-5966)
問 い 合 わ せ 先	農政部農村振興局農業施設管理課改良区指導 G (電話番号：011-204-5966)
備 考	(公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/)